

## いちかわ税理士事務所ニューストピックス

Team ICHIKAWA  
NEWS & TOPICS

Vol.10

ふるさと納税っておトク？  
～市区町村への寄付金～

さまざまご当地の名産品などがもらえると人気の「ふるさと納税」。どのような制度なのでしょう。

POINT

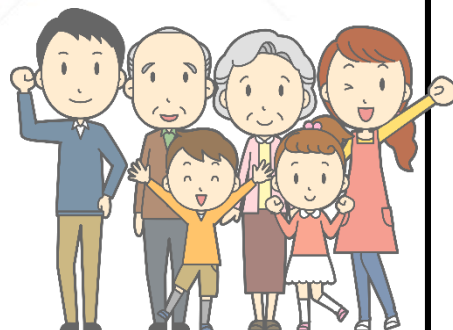
## ふるさと納税とは何？

自分が応援したい自治体(市区町村)へ寄付をすることです。2,000円以上の寄付が条件にあり、お礼品や、税金が安くなるメリットがあります。お礼品には、地方の特産品やお買い物券などがあります。

POINT

## ふるさと納税をすると税金が安くなる！

ふるさと納税をして確定申告をすると、寄付金に応じて所得税と住民税が安くなります。例えば、100,000円寄付をしたら、所得税と住民税を合わせて98,000円が安くなります！しかも、お礼品も貰えるし！ということで、ふるさと納税は…お得です！ただし、税金が安くなる金額には上限(控除上限額)があります。z



## ★税金が安くなる上限(控除所減額)の早見表★

	寄付者の家族構成							
	共働き	夫婦	共働きで	共働きで	夫婦+子1人	共働きで子2人	夫婦+子2人	
	独身		子1人(高校生)	子1人(大学生)	(高校生)	(大学生と高校生)	(大学生と高校生)	
寄付者本人の給与収入	300万円	27,000	18,000	18,000	12,000	9,000	3,000	0
	350万円	34,000	25,000	25,000	19,000	16,000	10,000	1,000
	400万円	41,000	32,000	32,000	26,000	23,000	17,000	8,000
	450万円	52,000	40,000	40,000	34,000	31,000	25,000	16,000
	500万円	60,000	47,000	47,000	42,000	38,000	33,000	24,000
	550万円	68,000	59,000	59,000	52,000	46,000	40,000	31,000
	600万円	76,000	67,000	67,000	60,000	57,000	51,000	39,000
	650万円	96,000	75,000	75,000	69,000	65,000	59,000	47,000
	700万円	107,000	84,000	84,000	78,000	74,000	68,000	59,000
750万円	118,000	107,000	107,000	100,000	84,000	78,000	68,000	
800万円	129,000	118,000	118,000	110,000	107,000	100,000	77,000	

## 早見表の見方

- 給与収入と家族構成により、控除上限額が異なります
- 「共働き」はご自身が配偶者控除を受けていない場合です(配偶者の給与収入が201万円以上ある方)
- 「夫婦」は配偶者に収入がない場合
- 「高校生」は16～18歳の扶養親族、「大学生」は19～22歳の特定扶養親族です
- 中学生以下の子どもがいる場合、控除上限額の計算から除きます例えば、「共働きで子1人(小学生)」の場合は「共働き」を、「夫婦で子2人(高校生と中学生)」の場合は「夫婦+子1人(高校生)」を、それぞれ参照してください